

基本目標

V

DV防止対策と被害者支援
【千早赤阪村DV対策基本計画】

近年、配偶者等親密な関係にあるパートナーからの暴力（DV）が増加しているため、DVを根絶する取り組みを推進するとともに、被害者の早期発見に努め、適切な支援を行うための体制づくりを進めていきます。

基本施策1

配偶者等からの暴力の根絶

村民一人ひとりがDVは重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指します。また、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受け入れられるよう関係機関とのネットワークを整備していきます。

計画の推進

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、内容が広範・多岐にわたっています。これは、男女共同参画が村民生活のあらゆる分野にかかわっており、社会全般に広く存在しているということを意味するものです。したがって、この計画を着実に推進していくため、各課との連携・協力のもと、全庁的に取り組んでいきます。

また、本計画の推進を着実なものにするためには、より一層、村・村民・事業者・教育関係者の理解と協力のもとに計画を推進していくとともに、国・府・近隣市町との連携を深め、施策の充実を図ります。

第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画

平成28年3月

【概要版】

千早赤阪村役場 住民課

大阪府南河内郡千早赤阪大字水分180

TEL:0721-72-0081

FAX:0721-72-1880

第2期千早赤阪村
男女共同参画推進計画



千早赤阪村
平成28年3月



男女共同参画社会とは

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

男女共同参画って何をしたらいいの？

男女共同参画社会を実現するために、行政の取り組みだけでなく、村民一人ひとりがそれぞれの生活の中で、男女共同参画意識を持って行動することが求められます。身近なところで男女共同参画を実践しましょう。

個人では

- 男らしさ、女らしさという固定観念にとらわれていないか確認し、あれば見直しましょう。
- 性別にかかわらず互いを尊重し、助け合しましょう。

家庭では

- 家庭で性別による役割分担がされていないか確認し、あれば見直しましょう。
- 男女がともに負担なくワーク・ライフ・バランスがとれる働き方について考えましょう。

地域では

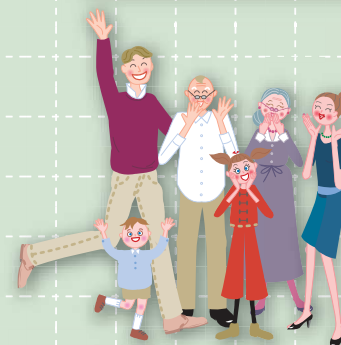
- 性別によって役割を分けている現状があれば、見直しましょう。
- 多様な意見を取り入れ、誰もが参加しやすい地域活動を実施しましょう。

職場では

- 性別にかかわらず、能力を発揮できる職場環境づくりをしましょう。
- ワーク・ライフ・バランスが企業や地域に有効なものであることを理解し、尊重しましょう。

計画策定の趣旨と背景

1 策定の趣旨



男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むため、平成18年3月に策定した「千早赤阪村男女共同参画推進計画」が、平成27年度で満了となることから、計画の実績等を基に千早赤阪村の特徴をとらえ、課題に的確に対応し時代に沿った男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する行動計画であるとともに、平成28年3月制定の「千早赤阪村男女共同参画推進条例」第10条に定められた計画です。

さらに、本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村DV対策基本計画」として、また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」としても位置づけます。



3 計画の期間

計画期間は、平成28年度から37年度までの10年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

計画の基本理念



互いを尊重し、
個性や能力を発揮できる、
みんなに優しい千早赤阪村

計画の内容

基本目標

I

男女共同参画社会実現のための意識づくり

子どもの頃から性別にとらわれず、男女共同参画の意識を育むとともに、家庭や地域における慣行や制度を見直し、男女共同参画の意識を浸透させていきます。また、行政においては職員があらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れていく意識づくりを進めていきます。

基本施策1

学校・園における
男女平等教育の意識づくり

家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。次代を担う子ども一人ひとりが個性を生かし、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身に付けることができるよう、学校や園において、男女共同参画の視点に立った人権教育等を推進し、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に努めます。

基本施策2

男女共同参画推進に
向けての職員の意識改革

平成28年3月に制定した「千早赤阪村男女共同参画推進条例」の周知徹底を図るとともに、職員一人ひとりが男女共同参画意識を高めるため、職員研修の充実及び府等が主催する研修を積極的に活用していきます。

基本施策3

社会における制度・慣行
の見直しと意識づくり

村民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、職場などにおいて、固定概念にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことにより、男女共同参画の積極的な実践につながるよう、本計画の周知を図るとともに、多様な媒体や講座、講演会などを活用し、幅広い年齢層に対して、身近でわかりやすい男女共同参画の意識づくりに努めます。

基本目標

II

男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和 【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】

男女雇用機会均等法では、すべての人が個性や能力を十分に発揮して、充実した職業生活を送ることを目指しています。そのために、意識の改善はもとより、雇用・労働環境整備や、仕事と生活が調和できるための支援を行い、男女平等な立場で仕事ができる社会づくりを目指していきます。

また、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、職業生活を営む女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。女性活躍推進法に基づき、女性の活躍支援を進めていきます。

基本施策1

家庭と仕事の両立支援

固定的性別役割分担意識の解消に向けた男性に対する働きかけや、育児・介護などの関連施策と連携して、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指します。

基本施策2

子育てや介護への
支援体制の充実

男女ともに、仕事と子育てを両立できる社会の実現に向けて、子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、保育サービスや子育て支援体制の充実に努めます。
また、安心して介護ができる環境の整備や相談支援体制などの充実に努めます。

基本施策3

女性の活躍支援

女性が生涯を通じて経済的に自立し、一旦離職しても、自らのライフステージに合わせて再就職ができるよう、就業に関する相談や情報提供の充実を図るなど、就労への支援を行うとともに、雇用に関する法律や就労環境の整備に向けて企業・事業所への働きかけを行っていきます。
また、起業や就業など、女性の多様なチャレンジの支援にも取り組みます。

基本目標 Ⅲ

あらゆる分野への男女共同参画の推進

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての男女が安心して暮らせるように、関連するさまざまな分野における男女共同参画について、ソフト及びハードの両面から支援を進めるとともに、男女が共に支え合う思いやりの意識を持ち、すべての人に優しいまちづくりを進めていきます。

基本施策1

政策・方針決定の場での
男女共同参画

村のあらゆる施策に多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性の参画の必要性や効果について周知を図るとともに、審議会などへの積極的な女性の登用に取り組み、さまざまな意見を十分反映できる村政運営に努めます。

また、あらゆる機会を通じて、女性の登用について、事業所や地域活動に関する各種団体に対し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)や女性が指導的立場への登用の意義などについて周知啓発を進めます。

基本施策2

男女共同参画の視点
からみたまちづくり

地域活動において、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮できるよう、性別や年齢による固定的な役割分担意識を解消し、地域で暮らす誰もが地域社会で活動できるよう支援していきます。

また、災害対応において女性の果たす役割が大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画など、地域防災における男女共同参画を推進していきます。

基本施策3

あらゆる暴力の根絶

暴力を容認しない社会的認識の徹底を図るとともに、学校や地域、職場での教育や学習などを通じて、男女間のあらゆる暴力を根絶し、暴力を容認しない社会基盤の整備を図ります。

基本施策4

国際社会との協調・交流

外国人居住者からの相談体制の充実を図るとともに、男女共同参画に関する情報提供を行うなど、積極的な国際交流を促進していきます。



基本目標 Ⅳ

互いの人権尊重

男女平等のもとに互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担にとらわれずそれぞれが個性と能力を発揮していくことが大切です。メディアにおける性差別的な表現の解消や女性の性と健康についての権利の保障等に向けた取り組みを進めていきます。

基本施策1

人権意識の高揚

本村の男女共同参画を実現していくためにも、男女共同参画意識の醸成を図るための講座や講演会の開催や情報提供を行うとともに、平成28年3月に制定した「千早赤阪村男女共同参画推進条例」の周知などを行い、村民の人権意識の高揚に努めます。

基本施策2

メディアにおける
男女共同参加の推進

さまざまな学習機会において、村民一人ひとりが、メディアを通じて流れる情報を主体的に収集、判断する能力や適切に発信する能力を身に付けることができるよう、メディア・リテラシーの向上に努めます。

また、人権侵害につながる表現や、男女の固定的な概念につながる表現を行わないよう働きかけるなど、メディア等における男女の人権に配慮した表現を促進します。

基本施策3

生涯を通じた健康
の保持・増進

生涯を通じて地域の中で心豊かに暮らすためにも、男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりについての正しい知識を普及し、健康づくり支援の充実を図ります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、男女がともに正しい知識を持ち、双方がより良い関係を保つことができるよう理解の促進に努めます。

基本施策4

女性の人権が尊重される
体制づくり

家庭や地域、職場など身近な暮らしの場で、村民と地域、行政、関係機関が連携・協働し、女性が安心して相談できる体制づくりの充実など、地域における男女共同参画のための体制づくりを進めていきます。

